

令和元年6月10日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21150

研究課題名（和文）欧州連合における移民政策と難民政策 「人道主義」の矛盾

研究課題名（英文）Immigration and Refugee Policies in European Union-Paradoxes of Humanitarianism-

研究代表者

東村 紀子 (HIGASHIMURA, Noriko)

大阪大学・国際公共政策研究科・招へい研究員

研究者番号：80647553

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本報告者の従来の研究内容であるフランスの移民政策と難民政策から、さらに研究対象を広げてEU共通政策としての両政策と、EUを構成する（受け入れ厳格化の進んだ）様々な国の移民政策と難民政策にも範囲を広げて研究を進めました。本研究では官僚や政党にて聞き取り調査を行った成果を盛り込み、2017年には日本政治学会にて、2018年には日本比較政治学会において学会発表を行い、また2本の学術論文を公刊致しました。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本報告者は当学術資金を得てフランス及びEU構成国の様々な政党代表者や官僚、研究者に聞き取り調査を行い、その人脈を生かして研究してきた内容を盛り込んで論文として寄稿したところ、2018年7月には比較政治学会年報第20号に掲載され、また2019年3月に発行された佐賀大学経済論集にも掲載された。本報告者は欧州の移民政策と難民政策が厳格化してきた背景と様々な理論を政治学的観点から明確に示すことができた。

研究成果の概要（英文）：In the last two years I conducted study in my specialty area, immigration policies in European Union. My major study is always French Immigration and Refugee policies, but I have broadened to include refugee policies in Europe, the examination of other EU members' immigration policies, some of whom with far more stringent policies than France. Findings were presented two big academic conferences, at the Japanese Political Science Association in 2017 and the Japan Association for Comparative Politics in 2018. Meanwhile, I published two academic thesis in conducting interviews with French government dignitaries, party leaders, academic experts and civil society organizations.

研究分野：フランスの移民政策と難民政策及びEU共通の移民・難民政策

キーワード：論文公刊 理論分析 政治学的分析

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本報告者は大学院在籍時から、フランスが多くの移民を受け入れ始める 19 世紀半ばからの移民受け入れ政策の変化を整理・分析を行った上で、2002 年から内務大臣に就任したニコラ・サルコジ主導のサルコジ 2003 年法及び 2006 年の法律 (サルコジ 2006 年法)、サルコジの側近で新設の移民・統合・国家アイデンティティ共同開発省の大臣に就任したブリス・オルトフーによる改正移民法 (オルトフー 2007 年法) の 3 つの国内法の政策決定過程に焦点を当てて研究を進めてきた。そのうえで博士論文では、長年にわたり「移民の国」「庇護の地」を代表する国として、多くの移民や難民を受け入れてきたフランス社会においてなぜ近年、フランス社会のアイデンティティの核心ともいえる移民統合モデルに変化を生じせしめようとする動きが生じたのか、そして 2002 年以降の移民・難民政策は、フランスにおける既存の共和国的移民統合モデルに何をもたらしたのかを明らかにした。

さらに 2013 年 10 月にランペドゥーザ島沖において、ソマリアやエリトリアなどを出国した難民が乗っていた船が転覆するという事故が起きた事件を皮切りに、欧州では難民危機が非常に大きな政治課題となった。2016 年 3 月に欧州連合とトルコとの間で協定が結ばれ、一応の収束を見せたかのように見える問題ではあるが、この難民危機は欧州連合の根幹をなす共通の移民政策及び難民政策の揺らぎと加盟国間の不協和音が明るみに出て、ドイツを除くいずれの国もが移民政策及び難民政策の厳格化を推し進めるようになった。こうした背景を踏まえて本報告者は、移民政策及び難民政策の厳格化を目指す様々な政治家や官僚が強い批判に晒されながらもなお、実効的な移民政策を採る政治家として注目され、求心力を高めてきたことに注目している。つまり本報告者の関心は当初より、様々なアクターがどのような政治的バーゲニングを経て、どのような政治的要因や世論がもととなって近年の移民政策が形成されていったのかを知り、何が移民政策・難民政策の方針を決定付けるのかを、という点を明らかにすることにあった。そのために本報告者は、研究の第一段階として、既存の移民政策研究で注目されがちな政治家の個人的性格や政治的パフォーマンスよりもむしろ、より多様化したアクターや社会現象をも分析対象として捉えることが肝要であると考えて研究を進めてきた。

2. 研究の目的

本研究は、グローバルな「人の移動」が活発化している現代において、多くの欧州諸国で移民政策・難民政策が内務・司法・外交・経済の多領域にまたがる重要な政治課題となっていることに着目し、どのような政治的要因が、どのように移民・難民政策に影響を与えているのかを実証研究に基づいて解明することを当初からの目的としていた。

本研究は移民・難民を歴史的に大量に受け入れてきた国の移民・難民政策に焦点を当て、欧州連合という超国家的機構にも着目し、既存の移民・難民受け入れ統合モデルに与える影響を研究対象とし、既存の移民・難民政策研究のさらなる精緻化を行い、政治制度を考慮した上での政治過程分析や理論化を行うことを目指してきた。

また、フランスは一見「共和国的統合モデル」という理論で統治されてきたかのように見えますが、真にその理論が社会をまとめ、うまく機能しているのかどうかについても本報告者は以前より疑いを持っており、あらためて多文化主義モデルとの比較を行いながら考察することを目的とした。

3. 研究の方法

本報告者は 2007 年以降における移民政策の形成過程や世論、共和国的移民統合モデルをめぐる主要な議論を、新聞や議事録、大統領声明や世論調査などを用いて分析し、フランスの移民政策の変化をもたらした要因分析と仮説を明らかにしてきた。そしてフランスの移民政策や難民政策に携わる政治家や官僚、研究者や人権団体への聞き取り調査を行い、本研究における実証性を確かなものとしてきた。既に公刊された書籍や論文のみに根拠を求めることなく、必要に応じて国内外の研究者に助言や意見を求め、できる限り中立性・公平性・客観性を保った研究を進めてきた。

4. 研究成果

本報告者の在籍する日本政治学会にて、2017 年に研究発表を行った。さらに 2018 年には日本比較政治学会において研究発表を行ったところ、多くの先生方より非常に緻密で斬新な理論構成ができているとの称賛を得た。

また下記に後述する通り、本報告者は当学術資金を得てフランス及び EU 構成国の様々な政党代表者や官僚、研究者や人権団体との出会いを生かして聞き取り調査を行い、その人脈を生かして研究してきた内容を盛り込んで論文として寄稿したところ、2018 年 7 月には比較政治学会年報第 20 号に掲載され、また 2019 年 3 月に発行された佐賀大学経済論集にも掲載された。本報告者は欧州の移民政策と難民政策が厳格化し

てきた背景と、移民や難民問題をめぐる多くの様々な理論を政治学的観点から明確に示すことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

東村紀子、フランスの移民政策及び難民政策に見る「統合」と「分断」 - サルコジによる政策期からオランド政権期まで -、日本比較政治学会年報、査読有、20号、2018、109 - 135
東村紀子、フランスの移民政策における「アイデンティティー」再考 - サルコジ政権における「アイデンティティーの危機を問い直す、佐賀大学経済論集、査読有、50巻、4号、2019、1 - 25

〔学会発表〕(計2件)

東村紀子、「オランド大統領政権下における移民政策と「難民」の処遇」(2017年9月、日本政治学会)
東村紀子、「難民危機を迎えたフランスにおけるポピュリストー移民と難民をめぐる政策論争からの考察 - 」(2018年6月、日本比較政治学会)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：Maxime TANDONNET

ローマ字氏名：マキシム タンドネ(フランス内務省官僚)

研究協力者氏名：Catherine Wihtol de WENDEN

ローマ字氏名：カトリーヌ・ヴィートル・ドゥ・ヴェンデン（パリ政治学院名誉教授）

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。